
*
* 令和 7 年度 第 9 回 高 梁 市 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録 *
*

高 梁 市 農 業 委 員 会

令和7年度 第9回高梁市農業委員会総会会議録

1. 令和7年12月12日 午後 3時30分 招集
2. 令和7年12月12日 午後 3時27分 開会
3. 令和7年12月12日 午後 4時53分 閉会
4. 会議の場所 高梁市役所 3階大会議室
5. 出席、欠席、遅参又は中途退場した委員の氏名

議席 番号	農 業 委 員 氏 名	出欠等 の 別	議席 番号	農 業 委 員 氏 名	出欠等 の 別	地区 番号	推 進 委 員 氏 名	出欠等 の 別
1	清 水 健 治	出	1 1	中 曾 浩 徳	出	1	山 川 光 男	出
2	三 村 憲 市	〃	1 2	藤 本 久 也	〃	2	西 村 匡 弘	〃
3	福 武 政 夫	〃	1 3	惣 田 敏 郎	〃	3	小 見 山 力 信	〃
4	前 崎 輝 之	〃	1 4	田 平 太 郎	〃	4	河 原 里 美	欠
5	渡 邊 佳 明	〃	1 5	伊 達 千 鶴 子	〃	5	平 松 弘	〃
6	小 野 貫 治	〃	1 6	綱 島 謙 一	〃	6	山 元 憲 民	出
7	小 物 博 子	〃	1 7	瀬 戸 川 伸 行	〃	7	野 村 幸 市	〃
8	小 野 昌 道	〃	1 8	土 岐 康 夫	〃			
9	佐 藤 俊 二	〃	1 9	小 西 雅 己	〃			
10	佐々木祥夫	〃						

6. 会議に出席した職員の職氏名

職名	氏名	職名	氏名	職名	氏名
事務局長 書記	中藤宏和 藤代晋太郎				

7	本日の会議に付した議題とその結果
	議案番号 件 名 結果
	第36号 農地法第3条の規定による許可申請について 9件 許可
	第37号 農地法第5条の規定による許可申請について 1件 許可
	第38号 農用地利用集積等促進計画の決定について 8件 決定
	第39号 農用地利用集積等促進計画策定の要請について 5件 決定
	報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知について
8	署名委員
	10番 佐々木祥夫
	11番 中曾浩徳
9	議事の内容
	令和7年度 第9回高梁市農業委員会総会会議録
	令和7年12月12日(金) 高梁市役所 3階大会議室

議 長	<p>それでは、本日の出席委員は、農業委員19名、推進委員5名です。過半数の委員が出席されていますので、会議は成立しております。只今から令和7年度第9回高梁市農業委員会総会を開会します。まず、本日の会議の議事録の署名委員の指名を行います。10番佐々木委員と11番中曽委員を指名いたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。「議案第36号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。48番について事務局から説明をお願いします。</p>
中藤局長	<p style="text-align: center;">－ 議案第36号48番朗読説明 －</p> <p>48番は、譲受人が、譲渡人から、贈与により申請農地の所有権を移転する案件です。申請農地は、畑1筆121㎡です。譲受人の通作距離は、10m以内、耕作面積は5,105㎡、家族3人中耕作人は3人、対価は無償です。この案件につきましては、譲渡人の財産処分の一環で近所の譲受人に土地建物全てを無償で譲渡するものです。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については12月5日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、5ページに添付しておりますので、ご覧ください。</p>
議 長 福武委員	<p>事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。</p> <p>一部草が生えていましたが、耕作するには支障はないと思います。</p> <p>現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。</p> <p>（「なし」と呼ぶ者あり。）</p>
議 長	<p>なしとの声がありました。48番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>（挙手全員）</p>
議 長	<p>挙手全員ですので、48番については許可とすることに決定しました。</p> <p>次に、49番について事務局から説明をお願いします。</p>
中藤局長	<p style="text-align: center;">－ 議案第36号49番朗読説明 －</p> <p>49番は、譲受人が、譲渡人から 増反により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、畑3筆で1,339㎡です。譲受人の通作距離は、20km以内、耕作面積は6,399㎡、家族3人中耕作人は3人、対価は10アール当り4万7千円です。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については12月10日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、6ページに添付しておりますので、ご覧ください。</p>
議 長 綱島委員	<p>事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。</p> <p>現地は休耕している状態でしたが、今後は耕作されると聞いています。特に問題ないと思います。</p> <p>現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。</p> <p>（「なし」と呼ぶ者あり。）</p>
議 長	<p>なしとの声がありました。49番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>（挙手全員）</p>

<p>議 長</p>	<p>挙手全員ですので、49番については許可とすることに決定しました。 次に、50番について事務局から説明をお願いします。</p>
<p>中藤局長</p>	<p style="text-align: center;">－ 議案第36号50番朗読説明 －</p> <p>50番は、譲受人が、譲渡人から増反により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、田3筆で3,868㎡です。譲受人の通作距離は、500m以内、耕作面積は23,514㎡、家族5人中耕作人は5人、対価は10アール当り13万円です。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については12月10日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、7ページに添付しておりますので、ご覧ください。</p>
<p>議 長 綱島委員</p>	<p>事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。 既に耕作されていて、綺麗な状態でした。</p>
<p>議 長</p>	<p>現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。 （「なし」と呼ぶ者あり。）</p>
<p>議 長</p>	<p>なしとの声がありました。50番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 （挙手全員）</p>
<p>中藤局長</p>	<p>挙手全員ですので、50番については許可とすることに決定しました。 次に、51番について事務局から説明をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">－ 議案第36号51番朗読説明 －</p> <p>51番は、譲受人が、譲渡人から新規就農により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、田1筆1,137㎡です。譲受人の通作距離は、55km以内、耕作面積は0㎡、営農計画書の提出をいただいています。家族3人中耕作人は3人、対価は10アール30万円です。この案件につきましては、譲渡人の財産処分の一環で借地契約はしておりませんが、耕作中である譲受人が譲り受けることになったものです。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については12月10日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、8ページに添付しておりますので、ご覧ください。</p>
<p>議 長 佐々木委員</p>	<p>事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。 譲受人は現在市内に住んでおり、既に耕作をされている状態です。</p>
<p>議 長</p>	<p>現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。 （「なし」と呼ぶ者あり。）</p>
<p>議 長</p>	<p>なしとの声がありました。51番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 （挙手全員）</p> <p>挙手全員ですので、51番については許可とすることに決定しました。 次に、52番について事務局から説明をお願いします。</p>

－ 議案第36号52番朗読説明 －

中藤局長

52番は、譲受人が、譲渡人から増反により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地の内、田については、2筆で2,280㎡です。畑については、1筆627㎡、合計3筆で2,907㎡です。譲受人の通作距離は、500m以内、耕作面積は7,011㎡、家族3人中耕作人は3人、対価は10アール当り30万円です。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については12月10日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、9ページに添付しておりますので、ご覧ください。

議長
佐々木委員
議長

事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。
現地を確認したところ、譲受人の方が既に耕作されておりました。
現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。

議長

(「なし」と呼ぶ者あり。)

議長

なしとの声がありました。52番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
(挙手全員)

挙手全員ですので、52番については許可とすることに決定しました。
次に関連がありますので、53番から55番について事務局から説明をお願いします。

－ 議案第36号53番から55番朗読説明 －

中藤局長

53番は、譲受人が、譲渡人から贈与により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、田1筆1,154㎡です。譲受人の通作距離は、1.1km以内、耕作面積は4,374㎡、家族3人中耕作人は2人、対価は無償です。

次に54番は、譲受人が、同一の譲渡人から贈与により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、田1筆1,699㎡です。譲受人の通作距離は、1.3km以内、耕作面積は9,984㎡、家族2人中耕作人は2人、対価は無償です。

次に55番は、譲受人が、同一の譲渡人から贈与により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、田2筆1,783㎡です。譲受人の通作距離は、500m以内、耕作面積は16,327㎡、家族2人中耕作人は2人、対価は無償です。

この3件の案件につきましては、いずれも財産処分の一環としての所有権移転であり、借地契約はしていませんが、現在耕作しているそれぞれの譲渡人にも無償で譲渡するものです。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については12月5日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、10ページから12ページに添付しておりますので、ご覧ください。

議長
三村委員
議長

事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。
事務局からの説明どおり、譲受人の方々には既に耕作中で今後も耕作されるとのことでした。
現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。

議長

(「なし」と呼ぶ者あり。)

なしとの声がありました。53番から55番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

<p>議 長</p>	<p>(挙手全員) 挙手全員ですので、53番から55番については許可とすることに決定しました。 次も関連がありますので、56番及び議案第37号17番について事務局から説明をお願いします。</p>
<p>中藤局長</p>	<p>— 議案第36号56番及び議案第37号17番朗読説明 — この2件につきましては、9月総会で農地所有適格法人が3条所有権移転許可を受けたものについて、所有権移転登記が完了したことに伴う営農型太陽光発電施設設置のための申請です。56番は区分地上権設定のための農地法第3条申請、議案第37号17番は営農型太陽光発電施設設置のための一時転用です。それでは、内容について説明させていただきます。 56番は、設定者が、所有者の農地に、区分地上権を設定する案件です。申請農地は、田2筆で1,663㎡です。区分地上権の設定期間は、令和7年12月12日から令和17年12月11日の10年間です。続きまして、議案第37号17番は、転用者及び所有者は同様で、申請農地の一部に営農型太陽光発電施設を設置するための一時転用です。申請農地についても同様で、一時転用面積が1,663㎡の内1,52㎡です。転用地の賃借料は、年3万円です。施設の概要としては、1号柱1本、支線1本、太陽光パネル140枚、支柱96本であり、発電量は49.50Kwです。一時転用期間については、区分地上権と同様の令和7年12月12日から令和17年12月11日です。これらのことから、農地法第3条第1項の区分地上権の許可については、権利を設定する農地及びその周辺の農地等に係る営農条件に支障を及ぼす恐れがなく、権利を設定に係る目的に供する行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ており、農地法第3条第2項ただし書きの不許可要件には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。また、農地法第5条第1項の一時転用については、許可基準に沿って検討いたしました。信用につきましては、過去に違反転用等はありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当がありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みにつきましても、該当がありません。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、営農型太陽光発電施設設置について定められた「営農型太陽光発電に係る農地転用許可制度上の取扱いに関するガイドライン」についても、許可基準を満たしていることを確認しております。なお、この案件については12月10日に担当委員と現地調査を行っています。地図等については、13ページ及び14ページに添付しておりますので、ご覧ください。</p>
<p>議 長 佐々木委員</p>	<p>事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。 法面はきちんと草刈されるということで、近隣の方たちにも話があったようです。</p>
<p>議 長 小野貫治委員</p>	<p>現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。 遮光率が高く、作目が育つのか心配ではあります。 真上からの遮光率となっており、日中の太陽光の当たり方などが考慮されていませんが、今回の申請における作目においてはある程度問題ないと思われれます。</p>
<p>議 長 中曾委員 中藤局長 福武委員 中藤局長 議 長</p>	<p>年1回、事務局から現地確認のうえ、報告するようになるので、それらを確認してほしい。 転用面積が少ないのではないのでしょうか。 支柱や1号柱等の部分のみの転用となるので、お示した面積のみの転用となります。パネル下部は農地のままとなります。 農地の何%を作付しないとイケないとかの条件はないのでしょうか。 現在は全面に作付することとなっています。 他に発言はありますか。</p>

議 長	<p>(「なし」と呼ぶ者あり。)</p> <p>なしとの声がありました。56番及び議案第37号17番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p>
議 長	<p>挙手全員ですので、56番及び議案第37号17番については許可とすることに決定しました。</p> <p>続きまして、「議案第38号 高梁市農用地利用集積等促進計画の決定について」を議題といたします。事務局、1番から5番について説明をお願いします。</p>
藤代書記	<p>それでは、3ページをご覧ください。高梁市農用地利用集積等促進計画の決定についてご説明いたします。公告日は令和8年1月9日、利用権の設定を受ける者は6名、利用権の設定をする者は8名、利用権の設定をする件数は8件、利用権設定面積は21,983㎡となっています。各筆明細について説明いたします。</p>
議 長	<p>－ 議案書にもとづいて、1番から5番の個別の農用地利用集積等促進計画の内容を朗読説明 －</p> <p>それでは、1番から5番について発言をお願いします。</p> <p>(「なし」と呼ぶ者あり。)</p>
議 長	<p>なしとの声がありました。1番から5番について採決を採ります。1番から5番について決定とすることに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p>
議 長	<p>挙手全員ですので、1番から5番については決定しました。</p> <p>農業委員会会議規則第18条の規定により、瀬戸川委員の除斥を求めます。</p> <p>(瀬戸川委員退席)</p>
議 長 藤代書記	<p>事務局、6番について説明をお願いします。</p> <p>－ 議案書にもとづいて、6番の個別の農用地利用集積等促進計画の内容を朗読説明 －</p>
議 長	<p>それでは、6番について発言をお願いします。</p> <p>(「なし」と呼ぶ者あり。)</p>
議 長	<p>なしとの声がありました。6番について採決を採ります。6番について決定とすることに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p>
議 長	<p>挙手全員ですので、6番については決定しました。瀬戸川委員の除斥を解きます。</p> <p>(瀬戸川委員着席)</p>
議 長	<p>農業委員会会議規則第18条の規定により、田平委員の除斥を求めます。</p> <p>(田平委員退席)</p>
議 長 藤代書記	<p>事務局、7番及び8番について説明をお願いします。</p> <p>－ 議案書にもとづいて、7番及び8番の個別の農用地利用集積等促進計画の内容を朗読説明 －</p>
議 長	<p>それでは、7番及び8番について発言をお願いします。</p> <p>(「なし」と呼ぶ者あり。)</p> <p>なしとの声がありました。7番及び8番について採決を採ります。7番及び8番について決定とすることに賛成の委員の挙手を求めます。</p>

議 長	<p>(挙手全員) 挙手全員ですので、7番及び8番については決定しました。田平委員の除斥を解きます。</p>
議 長	<p>(田平委員着席)</p> <p>「議案第39号 高梁市農用地利用集積等促進計画策定の要請について」を議題といたします。事務局、1番から5番について説明をお願いします。</p>
藤代書記	<p>それでは、4ページをご覧ください。高梁市農用地利用集積等促進計画の決定についてご説明いたします。公告日は令和8年1月9日、利用権の設定を受ける者は5名、利用権の設定をする者は3名、利用権の設定をする件数は5件、利用権設定面積は24,298㎡となっています。各筆明細について説明いたします。</p>
議 長 小西代理 藤代書記	<p>— 議案書にもとづいて、1番から5番の個別の農用地利用集積等促進計画の内容を朗読説明 —</p> <p>それでは、1番から5番について発言をお願いします。</p> <p>1番から3番について、これらの契約は新規設定でしょうか。</p> <p>契約期間が満了してから少し間が空いており、この度、新制度での利用権設定であるため新規設定としております。</p> <p>他に発言はありますか。</p> <p>(「なし」と呼ぶ者あり。)</p>
議 長	<p>なしとの声がありました。1番から5番について採決を採ります。1番から5番について決定とすることに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
議 長	<p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員ですので、1番から5番については決定しました。</p>
藤代書記	<p>次に、「報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知について」を事務局から説明をお願いします。</p>
議 長	<p>— 議案書にもとづいて、通知の内容を朗読説明 —</p> <p>説明が終わりましたが、発言をお願いします。</p> <p>(「なし」と呼ぶ者あり。)</p>
議 長	<p>なしとの声がありました。</p> <p>以上で、本日の議案の審議はすべて終了しました。それでは、以上をもちまして、高梁市農業委員会第9回総会を閉会します。</p>

令和7年12月12日

会 長 土 岐 康 夫

10番 佐々木祥夫

11番 中 曾 浩 徳